

議案第 3 号

野田市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について

野田市就学援助規則（平成30年野田市教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月3日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

野田市就学援助規則の一部を改正する規則

野田市就学援助規則（平成30年野田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表学用品費の項中

「		「						
	<table border="1"><tr><td>11,420円</td></tr><tr><td>22,320円</td></tr></table>	11,420円	22,320円	を	<table border="1"><tr><td>11,520円</td></tr><tr><td>22,510円</td></tr></table>	11,520円	22,510円	に改め、
11,420円								
22,320円								
11,520円								
22,510円								
」				」				

同表通学用品費の項中

「		「						
	<table border="1"><tr><td>2,230円</td></tr><tr><td>2,230円</td></tr></table>	2,230円	2,230円	を	<table border="1"><tr><td>2,250円</td></tr><tr><td>2,250円</td></tr></table>	2,250円	2,250円	に改め、
2,230円								
2,230円								
2,250円								
2,250円								
」				」				

同表入学準備学用品費の項及び新入学学用品費の項中

「		「						
	<table border="1"><tr><td>40,600円</td></tr><tr><td>47,400円</td></tr></table>	40,600円	47,400円	を	<table border="1"><tr><td>50,600円</td></tr><tr><td>57,400円</td></tr></table>	50,600円	57,400円	に改め、
40,600円								
47,400円								
50,600円								
57,400円								
」				」				

同表校外活動費（宿泊を伴わないもの）の項準要保護者の目小学校各学年の節中「1,570円」を「1,580円」に改め、同目中学校各学年の節中「2,270円」を「2,290円」に改め、同表校外活動費（宿泊を伴うもの）の項準要保護者の目小学校各学年の節中「3,620円」を「3,650円」に改め、同目中学校第1学年の節中「7,300円」を「12,620円」に改め、同目中学校第2学年の節中「12,520円」を「12,620円」に改め、同目中学校第3学年の節中「6,100円」を「12,620円」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の野田市就学援助規則別表の規定は、平成31年4月1日から適用する。

## 提案理由

要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）予算単価及び国庫補助限度単価について変更があったこと、現行の規則において、学年ごとに規定されている中学校の校外活動費（宿泊）の単価について、学校長の判断により校外活動を実施する学年が異なるため、学校間における支給額の不均衡を是正すべく、中学校の校外活動（宿泊）の単価を統一したいことから、本規則を改正しようとするもの。

野田市就学援助規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市就学援助規則 (平成30年野田市教育委員会規則第2号)

改正案				現行			
別表(第4条)				別表(第4条)			
種類	対象者の区分	支給額		種類	対象者の区分	支給額	
学用品費	準要保護者	小学校各学年	11,520円	学用品費	準要保護者	小学校各学年	11,420円
		中学校各学年	22,510円			中学校各学年	22,320円
通学用品費	準要保護者	小学校第2学年から第6学年まで	2,250円	通学用品費	準要保護者	小学校第2学年から第6学年まで	2,230円
		中学校第2学年及び第3学年	2,250円			中学校第2学年及び第3学年	2,230円
入学準備学用品費	準要保護者	小学校就学予定者	50,600円	入学準備学用品費	準要保護者	小学校就学予定者	40,600円
		小学校第6学年	57,400円			小学校第6学年	47,400円
新入学学用品費	準要保護者	小学校第1学年	50,600円	新入学学用品費	準要保護者	小学校第1学年	40,600円
		中学校第1学年	57,400円			中学校第1学年	47,400円
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	準要保護者	小学校各学年	保護者負担額。ただし、1,580円を限度とする。	校外活動費(宿泊を伴わないもの)	準要保護者	小学校各学年	保護者負担額。ただし、1,570円を限度とする。
		中学校各学年	保護者負担額。ただし、2,290円を限度とする。			中学校各学年	保護者負担額。ただし、2,270円を限度とする。
校外活動費(宿泊を伴うもの)	準要保護者	小学校各学年	保護者負担額。ただし、3,650円を限度とする。	校外活動費(宿泊を伴うもの)	準要保護者	小学校各学年	保護者負担額。ただし、3,620円を限度とする。
		中学校第1学年	保護者負担額。ただし、12,620円を限度とする。			中学校第1学年	保護者負担額。ただし、7,300円を限度とする。
		中学校第2学年	保護者負担額。ただし、12,620円を限度とする。			中学校第2学年	保護者負担額。ただし、12,520円を限度とする。
		中学校第3学年	保護者負担額。ただし、12,620円を限度とする。			中学校第3学年	保護者負担額。ただし、6,100円を限度とする。
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			